

計量器（はかり、分銅、おもり）を取引または証明に使用する場合は、定期的に検査を受けなければなりません。検査を受けず、取引や証明に使用すると、計量法違反行為となり処罰されます。

とき・ところ

○5月30日(火)・形原公民館

○5月31日(水)・三谷公民館

○6月1日(木)・2日(金)

市役所北棟集会所

時間 午前10時～正午

午後1時～3時

検査に必要なもの

・検査手数料（1台につき500円）
 ・3千円程度。種類、性能によって異なります）

・計量器

・通知書

その他 計量器の運搬が困難な場合は、所在する場所での検査を行うため申請が必要です。また、通知書がない方で、検査が必要な計量器がある場合は観光商工課へご連絡ください。

子育てに関連する手当のご案内

子どもが健やかに育つことを願って、国・県・市では、児童手当・児童扶養手当・県遺児手当・市遺児手当・特別児童扶養手当を支給しています。

◆**児童手当(国)** 中学校卒業までの児童を養育している方

支給期間 申請の翌月から15歳に達する年度の3月まで

手当月額(児童1人につき)

- 3歳未満、3歳以上小学校修了前(第3子以降) 15,000円
- 3歳以上小学校修了前(第1子・第2子)、中学生 10,000円
- 所得制限以上世帯 5,000円

支給月 2月・6月・10月



◆**児童扶養手当、遺児手当** 離婚・死亡などで父または母と生計を共にしていない児童や、父または母が重度(身体障害者手帳1・2級程度)の障がい者である家庭の児童を養育している方など

◆**児童扶養手当(国)**

公的年金を受給している方には年金支給額との差額を支給します。

支給期間 申請の翌月から18歳に達する年度の3月まで

手当月額

- 児童1人…9,980円～42,290円
- 児童2人…児童1人の金額に5,000円～9,990円を加算
- 児童3人目以上…1人増すごとに3,000円～5,990円を加算

※いずれも所得によって判定します。

※支給開始から5年を経過したなどの場合は減額になります。

ただし、「一部支給停止適用除外事由届出書」と必要書類を提出していただければ引き続き受給できます。

※所得制限により、支給停止になる場合があります。

支給月 4月・8月・12月

◆**遺児手当(県・市)**

県遺児手当は公的年金を受給している人には支給されません。

支給期間 県は申請した月から、市は翌月から18歳に達する年度の3月まで

※県は支給開始から5年間

手当月額(児童1人につき)

- 県の手当…4,350円(4・5年目は2,175円)
- 市の手当…2,000円

※所得制限により、支給停止になる場合があります。(市は、義務教育終了まで所得制限はありません。)

支給月 ○県の手当…4月・8月・12月

○市の手当…3月・9月

◆**特別児童扶養手当(国)**

身体、知的発達または精神などに重度・中度程度の障がいがある20歳未満の児童を養育している方。

※重度とはIQ35以下(療育手帳A判定)程度または身体障害者手帳1・2級程度。中度とはIQ50以下(療育手帳B判定)程度、身体障害者手帳3級(4級の一部を含む)程度。

※内部機能障害などの方は、手帳の等級にかかわらず、診断書の提出により認められる場合があります。

※児童が障がいを事由とする年金を受け取ることができる場合や、施設入所している場合は支給されません。

支給期間 申請の翌月から20歳の誕生日の前日の月まで

手当月額(児童1人につき)

- 1級(重度) 51,450円
- 2級(中度) 34,270円

支給月 4月・8月・11月

※所得制限により、支給停止になる場合があります。

子育て支援課 ☎ 66・1108